

発表日 2025/05/09
タイトル 県職員（知事部局）の懲戒処分
担当 総務部 人事課
連絡先 監察班
TEL 054-221-3230



（要 旨）

本日、静岡県は、懲戒処分を次のように実施した。

（概 要）

- 1 処 分 日 令和7年5月9日（金）
- 2 処分量定 免職
- 3 部 局 名 健康福祉部
- 4 補 職 名 理事
- 5 氏 名 奈良 雅文（なら まさふみ）
- 6 年 齢 62歳
- 7 性 別 男性
- 8 事案概要

被処分者は、令和元年10月、県外の医療機関において兼業許可を受けずに報酬を得て、診療業務に従事した。また、令和6年4月から6月までの間、合計6日間にわたり、県外の医療機関において、兼業許可を受けずに報酬を得て、診療業務に従事した。加えて、令和3年4月から令和6年12月にかけて、兼業許可を受けずに、複数の医療法人等から多額の給与を受領していた。